

勝浦漁業協同組合（和歌山県）にかかる債権の弁済受領完了について

2017年6月27日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者にかかる債権の弁済受領等を行うこととしましたので、公表します。

これにより、機構が再生支援対象事業者に対して保有する債権は、一切なくなります。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

勝浦漁業協同組合

2. 経緯

機構は、2016年5月17日、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号、以下「法」という。）第25条第4項の規定に基づき、上記再生支援対象事業者に対する再生支援決定を行い、同年7月12日、法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。

その後、再生支援対象事業者は、和歌山県漁業協同組合連合会に対する販売事業等の事業譲渡及び那智勝浦町に対する勝浦漁協地方卸売市場用不動産の譲渡を実行し、資産換価処分が目途が立ったことから、機構が関係金融機関から債権買取りを実施し、保有する債権について弁済受領する決定に至りました。本決定を受けて、本年6月中に債権の弁済受領が完了する予定です。

※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の取引における信用を維持・改善するなど、その再生に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以 上